

ふくろうの杜介護保険サービス
(居宅介護支援事業所)

運 営 規 程

社会福祉法人 敬心福祉会 池袋敬心苑
(令和6年4月1日改定)

ふくろうの杜介護保険サービス運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬心福祉会が開設するふくろうの杜介護保険サービス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、在宅の要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 看取りへの対応の実施として、看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取り組みを行う。

5 感染症や災害への対応力の強化

①感染症対策の強化として、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を図る為、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

②業務継続に向けた取組の強化として、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為に、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。
定期的に評価し見直しを行う。

③業務継続に向けた取組の強化として、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為に、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。
定期的に評価し見直しを行う。

④災害への地域と連携した対応を強化する為、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、災害への対応において、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）を実施する。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

6 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止する為、次の措置

を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- ② 虐待防止のための、指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。
- ④ 虐待に関する事項を適切に実施するため、専任の担当者は管理者とする。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。
- ⑥ その他、虐待防止のために必要な措置。

- 7 職場環境の改善に向けた取組の推進として、就業規則に準じ、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備や、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「(管理職・職員向け)研修のための手引き等を参考に取組を行いハラスメント防止のための方針を明確化し、適切なハラスメント対策を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 ふくろうの杜介護保険サービス
- ②所在地 東京都豊島区南池袋3丁目7番8号

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- ①管理者1名 管理者は、主任介護支援専門員とし、人材の育成の取り組みを促進させ、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ②介護支援専門員 3名以上(内・管理者1名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
担当件数は、介護保険法に準ずる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、重要事項説明書によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択を資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票については、適切な方式を用いる。

公正中立なケアマネジメントの確保として、利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明する。

- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行い少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- 4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 6 医療と介護の連携強化
 - ①入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼する。
 - ②利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付する。
 - ③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行う。
- 7 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携
障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める。
- 8 認知症に係る取組の情報公表の推進
認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する為、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、施設（事業所）全体における機能・取り組みに一員として参画し、介護サービス情報公表制度において公表することとする。

- 9 質の高いケアマネジメントの推進の為、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から利用者に説明を行うとともに介護サービス情報公表制度において公表を行う。
- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合。
- 10 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ①事業の実施地域を1km越えた際は10円を徴収、1kmごとに10円加算する。
- 11 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
- 12 サービス実施記録の複写
サービス実施記録の複写が必要な場合は、実費として1枚10円を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、豊島区、新宿区、文京区の区域とする。

（相談・苦情対応）

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故処理）

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

第10条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1ヵ月以内

②継続研修 年1回位

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬心福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 3 月 15 日 理事会承認)